

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県病院局事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種
	薬剂部長（妙高病院、 <u>柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、吉田病院又は坂町病院に置かれるものに限る。</u> ）			薬剂部長（妙高病院、 <u>松代病院、柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、吉田病院、坂町病院又はリウマチセンターに置かれるものに限る。</u> ）	
	(略)	3種（ <u>局長が別に定める場合においては5種</u> ）		(略)	3種
	中央病院看護部長 がんセンター新潟病院看護部長 新発田病院看護部長			中央病院看護部長 がんセンター新潟病院看護部長 新発田病院看護部長	
(略)	5種	(略)	5種		
看護専門学校副校長（ <u>新発田病院附属看護専門学校又は吉田病院附属看護専門学校に置かれるものに限る。</u> ）		看護専門学校副校長			
(略)		(略)			
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。